

令和6年12月23日

## 特定商取引法違反の通信販売業者に対する業務停止命令（6か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役に対する業務禁止命令（6か月）について

- 消費者庁は、美容クリーム等を販売する通信販売業者である株式会社VERIFY（本店所在地：東京都目黒区）（以下「VERIFY」といいます。）に対し、令和6年12月20日、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、令和6年12月21日から令和7年6月20日までの6か月間、通信販売に関する業務の一部（広告、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、消費者庁は、VERIFYに対し、特定商取引法第14条第1項の規定に基づき、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講ずることなどを指示しました。
- また、消費者庁は、VERIFYの代表取締役である梶 充輝に対し、特定商取引法第15条の2第1項の規定に基づき、令和6年12月21日から令和7年6月20日までの6か月間、VERIFYに対して前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

### 1 処分対象事業者等

- （1）名 称：株式会社VERIFY  
(法人番号：6011001157475)
- （2）本店所在地：東京都目黒区上目黒2丁目7番12号
- （3）代 表 者：代表取締役 梶 充輝
- （4）設 立：令和5年10月5日
- （5）資 本 金：500万円
- （6）取 引 類 型：通信販売
- （7）取 扱 商 品：美容クリーム等

### 2 特定商取引法の規定に違反する行為

- (1) 誇大広告（優良誤認）（特定商取引法第12条）
- (2) 誇大広告（事実相違）（特定商取引法第12条）
- (3) 特定申込みに係る手続が表示される映像面における表示義務違反（特定商取引法第12条の6第1項）

3 消費者庁がした各行政処分の詳細は、以下の各別紙のとおりです。

別紙1：VERFYに対する行政処分の概要

別紙2：梶充輝に対する行政処分の概要

### 【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）  
身近な消費生活相談窓口を御案内します。  
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。  
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

## 株式会社VERIFYに対する行政処分の概要

### 1 事業概要

株式会社VERIFY（以下「VERIFY」という。）は、VERIFYが運用するウェブサイト（そのURLがhttps://shirayuki-wakahada.com/shopで始まるもの。以下「本件ウェブサイト」という。）において、パソコン、スマートフォン等の情報処理の用に供する機器を利用する方法により、消費者から「白雪若肌 スノースキン ラグジュアリークリーム」と称する美容クリーム（以下「本件商品」という。）等の売買契約の申込みを受けて本件商品を販売していることから、このようなVERIFYが行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に該当する。

### 2 処分の内容

#### （1）業務停止命令

VERIFYは、令和6年12月21日から令和7年6月20日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア VERIFYが行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。

イ VERIFYが行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。

ウ VERIFYが行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

#### （2）指示

ア VERIFYは、商品の販売条件について広告した際、商品の効能について、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示をしていたことに加え、商品の販売価格、代金の支払の時期及び方法、引渡し時期並びに売買契約の解除に関する事項について、著しく事実に相違する表示をしていた。また、特定商取引法第12条の6第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により顧客の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続に従って顧客が行う通信販売に係る売買契約の申込み（以下「特定申込み」という。）に係る手続が表示される映像面において、商品の分量、販売価格、代金の支払の時期及び方法、引渡し時期並びに売買契約の申込

みの解除に関する事項を表示していなかった。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、その発生原因について、調査分析の上検証し、法令遵守体制の整備その他の再発防止策（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）を講じ、これらをVERIFYの役員及び従業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ VERIFYは、通信販売により、VERIFYの商品に係る売買契約を締結しているところ、令和6年7月23日から令和6年12月20日までの間にVERIFYとの間で通信販売により当該売買契約を締結した全ての相手方に対し、以下の（ア）から（ウ）までの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://wwwcaa.go.jp>）に掲載される、VERIFYに対して前記（1）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する資料を添付して、令和7年1月20日までに書面により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法（通知したことを証明するに足りる証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

なお、令和7年1月6日までに、契約の相手方に発送する予定の通知書面の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法により報告し承認を得ること。

（ア）前記（1）の業務停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）後記4（3）の内容

ウ 後記4（1）及び（2）の内容を消費者に周知すること。

エ VERIFYは、今後、VERIFYが行う通信販売について、特定商取引法の各規定を遵守すること。

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

### 4 処分の原因となる事実

VERIFYは、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、消費者庁は、通信販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（1）誇大広告（優良誤認）（特定商取引法第12条）

VERIFYは、少なくとも令和6年7月23日から同月29日までの間に、別添資料1のとおり、本件商品の効能について広告をしたとき、本件商品の使用前後の顔面の画像とともに「\年齢・遺伝関係なし/塗るだ

けでシワがピーンッ！！」、「本当に塗るだけで顔のシワが完全に消えた！？んです！！」、「白雪若肌がどんなシワでも塗るだけで無くせる理由…」、「だから塗るだけでシワがスープと消えるんです！」、「シミの原因となるメラニンを溶かしてくれるので…塗るだけでシミ完全消滅！？」、「塗ったらすぐにシワとシミが消えるから」などと表示することにより、あたかも、本件商品を塗布するのみで即座にしわ及びしみを消すことができるかのような表示をしていた。

この点について、当庁からVERIFYに対し、特定商取引法第12条の2の規定に基づき、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、VERIFYは資料を提出した。

しかし、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料とは認められないものであったため、VERIFYが行った当該表示は、特定商取引法第12条の2の規定により、商品の効能につき、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示に該当するものとみなされる。

#### （2）誇大広告（事実相違）（特定商取引法第12条）

VERIFYは、少なくとも令和6年7月23日から同月29日までの間に、別添資料2のとおり、本件商品の販売条件について広告をしたとき、「一回限り 解約不要 1,980円」などと表示することにより、あたかも、本件商品の販売条件が定期購入契約ではないかのような表示をしていた。

しかし、当該広告から遷移する本件ウェブサイト上の本件商品のランディングページ（検索結果や広告等を経由して消費者が最初にアクセスするページのこと。）及び本件ウェブサイト上の本件商品のチャットボットページ（以下「本件チャットボットページ」という。）から申し込むことができる契約は、購入者に対して本件商品を定期的に継続して引き渡し、購入者がこれに対する代金の支払をすることとなる契約（以下「本件定期購入契約」という。）であった。

#### （3）特定申込みに係る手続が表示される映像面における表示義務違反（特定商取引法第12条の6第1項）

VERIFYは、少なくとも令和6年7月23日から同年9月3日までの間に、本件チャットボットページ上で本件定期購入契約の特定申込みを受けた際、当該特定申込みに係る手続が表示される映像面において、別添資料3のとおり表示したのみで、本件定期購入契約に基づいて販売する本件商品の分量、販売価格、代金の支払の時期及び方法、引渡時期並びに本件定期購入契約の解除の条件及び方法を明示していなかった。

## 梶 充輝に対する行政処分の概要

### 1 名宛人

梶 充輝（以下「梶」という。）

### 2 処分の内容

梶が、令和6年12月21日から令和7年6月20日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

- （1）特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に関する商品の販売条件について広告をすること。
- （2）通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- （3）通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第15条の2第1項

### 4 処分の原因となる事実

- （1）別紙1のとおり、株式会社VERIFY（以下「VERIFY」という。）に対し、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、VERIFYが行う通信販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- （2）梶は、VERIFYの代表取締役であり、かつ、VERIFYが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

本件商品の効能に関する表示（1）

PR:株式会社verify

**アンケート回答で80%OFF**  
＼年齢・遺伝関係なし/ 塗るだけでシワがピーンッ!!  
**“シワのアイロン”**  
**現役皮膚科医絶賛 シワ消しの裏技**

「3日でシワ消える」と話題の商品を徹底調査!  
国も認めたその実力とは?

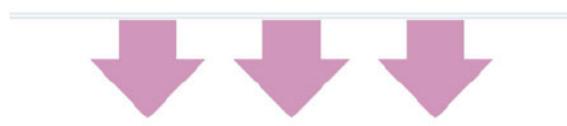


Before After

**年齢・遺伝関係なし**

\*付属ファンデによるメイキャップ効果を含む。\*画像はイメージで個人の感想です。

本件商品の効能に関する表示（2）



\*付属ファンデによるメイクアップ効果を含むイメージ。

**本当に塗るだけで  
顔のシワが完全に消えた!?んです！！**

本件商品の効能に関する表示（3）

白雪若肌がどんなシワでも  
塗るだけで無くせる理由...

本件商品の効能に関する表示（4）

だから塗るだけで  
シワがスーッと消えるんです！

本件商品の効能に関する表示（5）

シミの原因となる  
メラニンを溶かしてくれるので...



塗るだけで  
**シミ完全消滅！？**

本件商品の効能に関する表示（6）

塗ったらすぐに  
**シワとシミが消えるから**

本件商品の販売条件に関する表示



## 別添資料3

### 本件定期購入契約の特定申込みに係る手続が表示される映像面



## 補足

### 別添資料3の「ご注文を確定する」ボタンを押した後、VERIFYから送信されたメール

差出人: [info@shirayuki-wakahada.com](mailto:info@shirayuki-wakahada.com)

件名: ご注文ありがとうございました

-----

お名前 : [REDACTED]  
郵便番号 : [REDACTED]  
住所 : [REDACTED]  
電話番号 : [REDACTED]  
FAX番号 : [REDACTED]  
メールアドレス : [REDACTED]

-----

配送情報

お届け先  
お名前 : [REDACTED]  
郵便番号 : [REDACTED]  
住所 : [REDACTED]  
電話番号 : [REDACTED]  
FAX番号 : [REDACTED]  
お届け予定期間 : [REDACTED]  
商品コード: SW\_002\_SKIN\_GLOW  
商品名: 【スキングローコース】白薔若肌 スノースキン ラグジュアリークリーム  
数量: 1

-----

ご注文商品明細

商品コード: SW\_002\_SKIN\_GLOW  
商品名: 【スキングローコース】白薔若肌 スノースキン ラグジュアリークリーム  
単価: 1980  
数量: 1

-----

小計 ￥1980  
(8%対象小計 ￥0)  
(10%対象小計 ￥1980)  
割引 ￥0  
(8%対象割引 ￥0)  
(10%対象割引 ￥0)  
ラッピング代金 ￥0  
送料 ￥0  
手数料 ￥0  
消費税 ￥198  
(8%対象消費税 ￥0)  
(10%対象消費税 ￥198)  
ポイント割引 ￥0

-----

合計 ￥2178

-----

本メールの送信アドレスはお客様へのお知らせ専用となっておりますので、本メールへご返信いただいても回答できませんのでご了承ください。  
ご質問やご不明な点がございましたら  
下記よりお問い合わせください。  
<お問い合わせ>  
[info@shirayuki-wakahada.com](mailto:info@shirayuki-wakahada.com)  
なお、申し訳ございませんが、土曜日、日曜日  
祝日はメールのご返答ができません。

発行元 白薔若肌ショップ <https://shirayuki-wakahada.com>